

要綱第138号

うわじま環境サポーターズ設置要綱を次のように定める。

令和4年12月1日

宇和島市長 岡原文彰

うわじま環境サポーターズ設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の環境を持続可能な形で将来世代に継承し、市民が安心・安全に住み続けられるまちづくりを実現するため、市民参画による環境保全活動を推進すること等を目的として、うわじま環境サポーターズ（以下「サポーターズ」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 サポーターズは、次に掲げるうわじま環境サポーター（以下「サポーター」という。）で構成する。

- (1) 個人サポーター
- (2) 団体サポーター

(活動)

第3条 サポーターは、第1条の目的を達成するため、宇和島市、関係機関及び他のサポーター等と連携を図りながら、次に掲げる事項に関する活動を行うものとする。

- (1) 自然環境の保全、継承
- (2) 生活環境の保全、改善
- (3) 廃棄物対策、食品ロス削減、資源リサイクル
- (4) 快適環境の確保

- (5) 地球環境の保全、地球温暖化対策、脱炭素社会の構築
  - (6) 環境教育の推進
  - (7) その他、本市の環境保全に必要な事項
- (対象者)

第4条 サポーターの認定対象者は、次の各号のいずれかに該当する個人、法人又は任意団体とする。

- (1) 本市の環境課題に関心のある者
- (2) 環境に関する専門的知見及び経験を有する者
- (3) 本市の環境施策に関する効果的な提案及び助言ができる者
- (4) 本市及び関係機関等が実施する環境に関する講座等を受講した者
- (5) その他市長が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は認定しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある団体又はその構成員
  - (2) その他市長が適当でないと認める者
- (認定申請等)

第5条 サポーターの認定を希望する者は、市長に認定の申請を行わなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者をサポーターとして認定するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は前条第1項第4号の規定に該当する者をサポーターとして認定することができる。

4 市長は、前2項の規定によりサポーターとして認定された者に対し、認定証を交付するものとする。

(認定期間)

第6条 サポーターの認定期間は、当該認定日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、当該認定期間の満了までに第7条の規定による認定の取り消しがない場合に限り、その認定期間は、当該認定期間の満了日の翌日から起算して2年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(認定の取消し)

第7条 サポーターは、認定の取り消しを受けようとするときは、市長に認定の取り消しの申請を行わなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、速やかに当該申請者の認定を取り消すものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、サポーターの認定を取り消すことができる。

- (1) サポーター活動において特定の宗教のための活動又はそれに反対する活動を行ったとき。
- (2) サポーター活動において特定の政党について支持又は反対する活動を行ったとき。
- (3) サポーター活動において特定の公職の候補者又は公職にある者に対し、支持又は反対する活動を行ったとき。
- (4) サポーターとしてふさわしくない非行があったとき。
- (5) 心身の故障のため、活動に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
- (6) 市が認定継続の意向確認を行い、継続の意思が確認できないとき。
- (7) その他サポーターの認定を継続することが不相当と認められる事由が生じたとき。

(評議員会)

第8条 サポーターズに、評議員会を置く。

- 2 評議員は、サポーターに認定された個人の中から、市長が委嘱する。
- 3 評議員は20人以内とする。
- 4 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 評議員会は、サポーターズの活動及び市内の環境保全活動全般に関して、意見交換及び情報共有を行う。

(謝礼金)

第9条 サポーターズの活動に対する謝礼金は、無償とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償に相当する額を謝礼金として支給することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、評議員が評議員会に出席したときは、謝礼金を支給することができる。

(庶務)

第10条 サポーターズの庶務は、環境政策担当部署において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。